

自動販売機設置事業者募集要項

松伏町では、県営まつぶし緑の丘公園に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と県有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項をよく御確認いただき、内容を御承知の上、御参加ください。

1 目的

指定管理者「松伏町」として、県有財産を有効活用し、公園利用者の利便性の向上を図り、自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 松伏町暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第15号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 県税、町税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び松伏町契約規則（平成8年4月1日規則第9号）第3条の規定により松伏町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

3 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置するため県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び自動販売機のサイズ

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所 (配置図参照)	自動販売機のサイズ (幅×奥行×高さ)	台数
1	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	南トイレ前	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
2	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	南トイレ前	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
3	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	南トイレ前	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
4	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	管理センター内	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台

5	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	管理センター内	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
6	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	大型休憩舎	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
7	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	大型休憩舎	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
8	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	大型休憩舎	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
9	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	里山トイレ脇	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
10	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	北側駐車場トイレ脇	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台
11	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	北側駐車場トイレ脇	1.30m×0.80m×2.00m 以内	1台

- ※1 物件番号3, 5及び8の販売商品は、アイスクリームとすること。
- ※2 物件番号4及び5については、休館日は月曜日（月曜日が祝祭日の場合は翌日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとなる。また、開館時間は、午前8時30分から午後5時まで（会議室の夜間利用がある場合は、最長午後9時まで）となり、休閉館時の入館者はなし。
- ※3 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのため、扉の開閉等に支障がないか事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(更新なし)

本募集要項において設置が決定し、契約した事業者は、松伏町と協議の上、原則として令和3年4月1日（木）から9日（金）の間に自動販売機を設置する。

4 貸付条件（別紙仕様書のとおり）

5 応募手続き

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等（ウに掲げる書類）を提出しなければならない。
複数の貸付場所で参加を希望する場合は、物件番号毎に参加申込書等を提出すること。
なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

令和3年2月26日（金）から3月5日（金）（ただし、月曜日を除く。）

午前8時30分から午後5時までの間

イ 提出場所

まつぶし緑の丘公園管理センター 北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1

電話 048-991-1211

ウ 提出書類

	提出書類
①	参加申込書（様式第1号）
②	応募資格要件を証する書類
③	賃貸借料提案書（様式第2号）
④	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）
⑤	設置する自動販売機のカタログ
⑥	自動販売機設置業者登録書（写）

※1 法人の場合には、代表者印とすること。

ただし、代理人を定める委任状を提出している場合、又は代表者印と異なる印を使用する申請を行っている場合は、その使用する印鑑とする。

※2 ②の提出書類は、「埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」に登録してある場合は、不要。その場合、登録されていること証するものを提出すること。

※3 ②の応募資格要件を証する書類について、「2 応募資格要件」の（1）、（2）、（6）及び（7）に関する内容は、様式第5号により提出すること。また、（3）については資格証明等（商業登記簿謄本、組合等の組織の場合は構成員名簿、規約等）、（5）については納税証明書を添付すること。

※4 賃貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後封をし、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

※5 カタログには設置する自動販売機が特定できるよう明記しておくこと。

（2）提出方法

提出期間内に、必要書類を直接持参すること。ただし、直接持参ができない場合は郵便の受付も認めるが、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出場所あてに提出期間内に必着するよう送付すること。（電話、ファックス、インターネットによる受付は行なわない。）

（3）賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額

記載する金額は、年額とする。

設置予定事業者決定に当たっては、賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

※賃貸借料には、電気使用料の見込額を含めること。

6 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

7 設置予定事業者の決定方法等

（1）設置予定事業者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

（ア） 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が、予定価格に110分の100を

乗じて得た額以上の価格であること。

- (イ) 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当がない場合はその旨を記載のこと。

イ 総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

評価項目及び評価点

内容点	評価項目	評価の視点	配点	小計点	
	1	社会貢献度	ボランティア活動等	5点	5点
	2	設置施設対応	設置施設への事業協力	5点	15点
			商品補充及びゴミの回収頻度	5点	
			トラブル等への対応	5点	
	3	自動販売機機能	省エネルギー性能、防災対策機能、電子マネー機能	10点	10点
	4	商品内容	販売商品内容	5点	5点
	5	その他	その他の提案（自社アピール等）	5点	5点
内容点計			合計	40点	

価格点	提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	60点
-----	------	--------------	-----

総得点		100点
-----	--	------

- ウ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

(2) 設置予定事業者の決定時期

選定は、令和3年3月中旬に行う予定である。

(3) 選定結果の通知

令和3年3月16日（火）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(4) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項についてまつぶし緑の丘公園のホームページに

掲載するものとする。

- ・ 公募自動販売機数
- ・ 公募参加者数
- ・ 設置事業者決定日
- ・ 各設置事業者名
- ・ 各設置事業者の総合評価得点（総得点）

8 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は次による。

(1) 質問の方法

質問は、令和3年2月9日（火）から2月16日（火）午後5時までに、質問書（様式第4号）の様式を使用し、原則として電子メール（又はFAX）により、下記10に示すメールアドレスあてに提出すること。

（注意）質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和3年2月19日（金）までにまつぶし緑の丘公園のホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、及び松伏町契約規則（平成8年4月1日規則第9号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置並びに現に受けている行政財産使用許可の取消及び普通財産貸付契約の解除を行うことがある。

10 問い合わせ先

まつぶし緑の丘公園管理センター 鈴木・藤間

TEL 048-991-1211

FAX 048-992-5216

E-mail m-park@town.matsubushi.lg.jp

《参考データ》自動販売機の設置済み場所の年間売上本数等

物件番号	設置場所	種 別	1年間の売上本数等 (R1.4~R2.3)	自動販売機の サイズ (幅×奥行)
1	バス停前	飲料水（缶・ペットボトル）	11,969 本	1.16m×0.76m
2	バス停前	飲料水（缶・ペットボトル）	12,992 本	1.16m×0.79m
3	バス停前	アイスクリーム	6,131 本	1.00m×0.80m
4	管理センター内	飲料水（缶・ペットボトル）	9,745 本	1.16m×0.80m
5	管理センター内	食品	1,986 個	1.00m×0.92m
6	大型休憩舎	飲料水（缶・ペットボトル）	9,135 本	1.16m×0.79m
7	大型休憩舎	飲料水（缶・ペットボトル）	10,518 本	1.16m×0.79m
8	大型休憩舎	アイスクリーム	17,003 本	1.16m×0.80m
9	里山トイレ脇	飲料水（缶・ペットボトル）	9,274 本	1.16m×0.76m
10	北側駐車場 トイレ脇	飲料水（缶・ペットボトル）	8,042 本	1.05m×0.76m
11	北側駐車場 トイレ脇	飲料水（缶・ペットボトル）	7,803 本	1.05m×0.76m

※令和3年度より物件番号1、2、3については、設置箇所が変更となります。また物件番号5は、商品がアイスクリームに変更となります。